

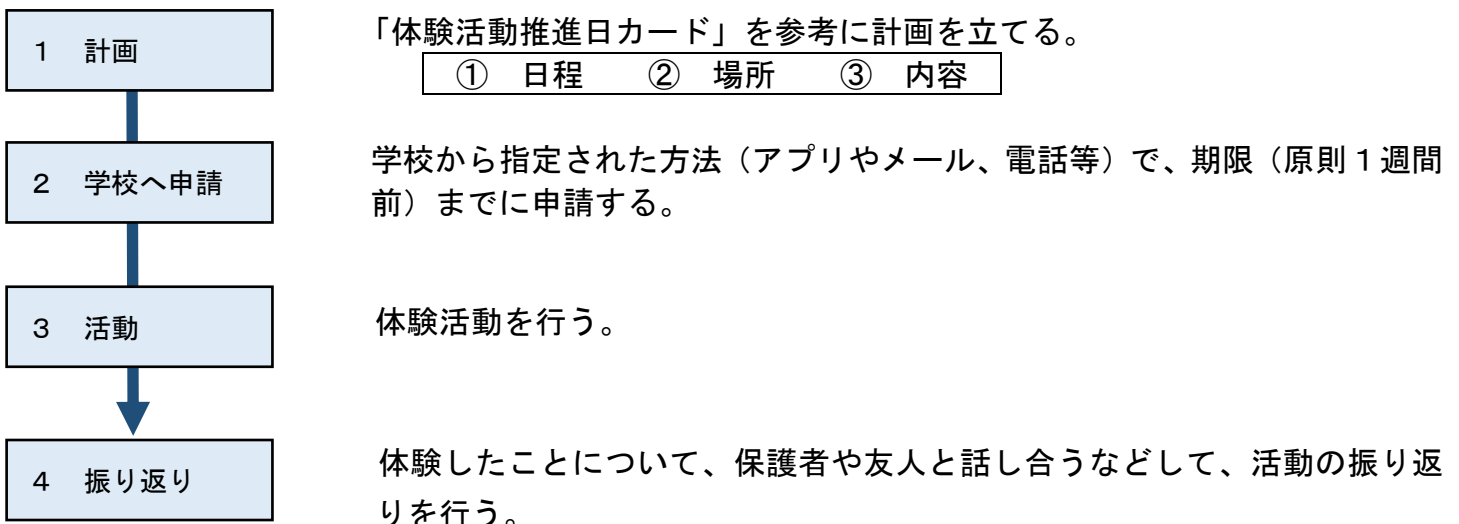
ラーケーション～体験活動推進日～ が始まります

「体験活動推進日」とは

これからの社会では、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。

生徒がそのような時間を取ることができるよう、茨城県では年間最大5日間の「体験活動推進日」を設定します。

「体験活動推進日」申請の流れ



体験活動の例

職場体験！ やりたい仕事をやってみよう

インターンシップだけでなく、普段の日に将来やりたい仕事を体験してみましょう。会社の方から仕事のやりがいなどを聞けるかもしれません。



学校体験！ 普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。大学図書館や、周辺の街の雰囲気味わうのもよいでしょう。



自然の中へ！ 創作活動をしてみよう

普段はあまり行かない場所で、絵を描いたり俳句を詠んだりしてみましょう。いつもと違う環境だと新たな発想が生まれるかもしれません。



再発見！ 地域の歴史を調べよう

実際に史跡を訪れたり地域の図書館で資料を読んだりして知識を広げ、深めましょう。自分が住む地域の歴史については意外と知らないものです。





Q 1 「体験活動推進日」を取得した場合、学校は欠席になりますか。

A 1 欠席にはなりません。

Q 2 「体験活動推進日」を連続して取得することはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A 2 「体験活動推進日」は、連続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日間であり、残った日を次の年度に繰り越すことはできません。

Q 3 保護者等が急遽休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。

A 3 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってほしいので、可能な限り早めに申請するようにお願いします。

Q 4 「体験活動推進日」にケガなどをした場合、どうなりますか。

A 4 学校の管理下での活動ではないため、学校で申し込んでいる日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。

<お問い合わせ先>

◇制度全般に関すること
◇申請等に関すること

茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導担当 029-301-5260
各学校に直接お問い合わせください。

ラーケーション「体験活動推進日」取得申請書

※ラーケーション取得日の1週間前までに提出してください。

■「体験活動推進日」とは

○これからの社会では、自己の在り方生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるために、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことができる日です。

■取得する前に、以下の点について確認・承認をお願いします。

確認・承認した場合は、□に✓を記入してください（全てのチェックが必須）。

- ☐ 上記の「体験活動推進日」の意義について理解しました。
- ☐ 学校が示す「ラーケーションを取ることができない日」（裏面）を確認しました。
- ☐ ラーケーションを取ることで受けられない授業の内容は、自習等で補います。病気等による欠席の際と同様に、学校からの指示がある場合は、その指示に従います。
- ☐ 「ラーケーション」については、「出席停止」扱いとなり、生徒指導要録及び調査書にも記載されます。
- ☐ 「体験活動推進日」は、学校ではなく保護者の管理下において実施されます。

■「体験活動推進日」で学ぶ日の申請

「体験活動推進日」の意義を理解し、子供とともに学校外での体験的な学びを深めたいので、以下の日程でラーケーションの取得を申請します。（必ずしも保護者等の同行を求めるものではありません。）

令和____年____月____日____曜日 ～ 令和____年____月____日____曜日

____日間（通算____日）※本年度は最大5日間です。

申請日 令和____年____月____日

科____年____組____番 生徒氏名（自署）_____

保護者氏名（自署）_____ 印

以下の日程でのラーケーションの取得を承りました。

担 任 印

原本 → 担任保管

コピー → 教務部ファイルへ

「ラーケーションを取ることができない日」

① 定期考査期間中及び考査開始日の1週間前 ※ 追考査該当者は追考査実施日も含む
② 各工業科の「工業技術基礎」「実習」「課題研究」「製図」の授業日 (自習で補うことができないため。)
③ 「家庭科」調理実習の授業日 (自習で補うことができないため。)
④ 4月 及び 1月～3月
⑤ 学校行事により指定する日 (始業式、終業式、入学式、卒業式、文化祭期間中、芸術鑑賞会、歩く会(3年に1度) クラスマッチ期間中、PTA 総会・講演会(授業参観) 等)
⑥ 各学年の行事により指定する日(進路ガイダンス 等)
⑦ 各工業科の行事により指定する日(現場実習、現場見学会 等)
⑧ 定期健康診断(内科検診、歯科検診等)、身体測定 実施日
⑨ 4月・9月・1月に実施する実力テスト
⑩ 資格検定試験受験日